

商品概要説明書
スーパー定期貯金＜単利型＞

(令和7年3月1日現在)

1. 商品名	・ ネットバンク定期貯金
2. 取扱期間	・ 令和7年3月1日 ～ 令和8年2月28日
3. 販売対象	・ ネットバンクご契約の方で、総合口座通帳（定期貯金口座を開設済み）もしくは定期貯金通帳をお持ちの個人の方
4. 対象商品	・ ネットバンクでお預け入れいただく預入期間が1年、3年または5年のスーパー定期貯金
5. お預け入れいただける定期貯金	・ 総合口座式 ・ 通帳式 ※証書式は対象外となります
6. 預入期間	・ 定型方式…1年・3年・5年 ・ 自動継続 ※元金継続または元利金継続の選択ができます
7. 適用金利	・ 預入時の店頭表示金利に下記の金利を上乗せした利率を満期日まで適用します。 ①預入期間1年 店頭表示金利 + 年0.10% ②預入期間3年 店頭表示金利 + 年0.12% ③預入期間5年 店頭表示金利 + 年0.14% *上記上乗せ金利は初回満期日までの適用となります。満期日以降は解約、書替継続した日における店頭表示金利により計算いたします。
8. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・ 一括預入 ・ 一口1万円以上、1,000万円未満 ・ 1円単位
9. 取扱時間	・ 午前6時30分～午後11時40分 *1月1日～3日、1・5・8・11月の第三土曜日とその翌日曜日は取扱時間が異なります。
10. 払戻方法	・ 満期日以後にネットバンク登録口座へ一括して払い戻します。
11. 利息 (1) 利払頻度 (2) 計算方法 (3) 税金	・ 預入期間2年未満のものは満期日以後に一括して支払います。 ・ 預入期間2年以上のものは、中間利払日（預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日）以後および満期日以後に分割して支払います。なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率（約定利率×70%。小数点第4位以下切捨て）により計算します。 ・ 付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算。 ・ 20.315%（国税15.315%、地方税5%）※の分離課税となります。 ※2037年12月31日までの適用となります。

<p>1 2. 中途解約時の取扱い</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第 4 位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。 （1）1年ものの定型方式 <ul style="list-style-type: none"> ① 預入期間が6か月未満の場合 解約日における普通貯金利率 ② 預入期間が6か月以上1年未満の場合 約定利率×50% （2）3年ものの定型方式 <ul style="list-style-type: none"> ① 預入期間が6か月未満の場合 解約日における普通貯金利率 ② 預入期間が6か月以上1年未満の場合 約定利率×40% ③ 預入期間が1年以上1年6か月未満の場合 約定利率×50% ④ 預入期間が1年6か月以上2年未満の場合 約定利率×60% ⑤ 預入期間が2年以上2年6か月未満の場合 約定利率×70% ⑥ 預入期間が2年6か月以上3年未満の場合 約定利率×90% （3）5年ものの定型方式 <ul style="list-style-type: none"> ① 預入期間が6か月未満の場合 解約日における普通貯金利率 ② 預入期間が6か月以上1年6か月未満の場合 約定利率×10% ③ 預入期間が1年6か月以上2年6か月未満の場合 約定利率×20% ④ 預入期間が2年6か月以上3年未満の場合 約定利率×30% ⑤ 預入期間が3年以上4年未満の場合 約定利率×40% ⑥ 預入期間が4年以上5年未満の場合 約定利率×60% ・中途解約の場合、中途解約利息以上に、既に中間払利息が支払われていることがあります。その場合には、その利息額（支払済の利息合計額）と中途解約利率により計算した利息額との差額を定期貯金元金から清算します。
<p>1 3. 貯金保険制度 （公的制度）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・保護対象 当該貯金は、当 J A の譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第 51 条の 2 に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という 3 条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本 1,000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。
<p>1 4. 苦情処理措置および紛争 解決措置の内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当 J A 本支店（所）または管理部総務課（電話：0266-57-8000）にお申し出ください。当 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、J A バンク相談所（電話：026-236-2009）でも、苦情等を受け付けております。 ・紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当 J A 管理部総務課または J A バンク相談所にお申し出ください。 なお、直接お申し立ていただくことも可能です。 <li style="padding-left: 40px;">東京弁護士会 （電話：03-3581-0031） <li style="padding-left: 40px;">第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588） <li style="padding-left: 40px;">第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）

	<p>「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 <p>なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記 J A バンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。」</p>
15. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日以後の利息は、解約日における普通貯金利率が適用されます。
16. 留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・本キャンペーンは既に定期貯金通帳（総合口座式または通帳式）をご利用いただいている個人のお客さまを対象とさせていただきます。 ・預入回数に制限はございません。ただし、総合口座通帳の上限口数は、既にお預け入れ頂いている定期貯金口数を含め16口となります。また、定期貯金通帳の上限口数は80口となります。

※ お取扱い条件は、今後の金融情勢その他の事情により変更させていただく場合がございます。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

J A 信州諏訪

商品概要説明書
スーパー定期貯金<複利型>

(令和7年3月1日現在)

1. 商品名	・ネットバンク定期貯金
2. 取扱期間	・令和7年3月1日 ~ 令和8年2月28日
3. 販売対象	・ネットバンクご契約の方で、総合口座通帳（定期貯金口座を開設済み）もしくは定期貯金通帳をお持ちの個人の方
4. 対象商品	・ネットバンクでお預け入れいただく預入期間が3年または5年のスーパー定期貯金
5. お預け入れいただける定期貯金	・総合口座式 ・通帳式 ※証書式は対象外となります
6. 預入期間	・定型方式…3年・5年 ・自動継続 ※元金継続または元利金継続の選択ができます
7. 適用金利	・預入時の店頭表示金利に下記の金利を上乗せした利率を満期日まで適用します。 ①預入期間3年 店頭表示金利 + 年0.12% ②預入期間5年 店頭表示金利 + 年0.14% *上記上乗せ金利は初回満期日までの適用となります。満期日以降は解約、書替継続した日における店頭表示金利により計算いたします。
8. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・一括預入 ・一口1万円以上、1,000万円未満 ・1円単位
9. 取扱時間	・午前6時30分～午後11時40分 *1月1日～3日、1・5・8・11月の第三土曜日とその翌日曜日は取扱時間が異なります。
10. 払戻方法	・満期日以後にネットバンク登録口座へ一括して払い戻します。 ・一部支払いの取扱いができます。預入日の1か月後の応当日以後に、1万円以上1円単位で、当JA所定の中途解約利率により一部支払いが可能です。
11. 利息 (1) 利払頻度 (2) 計算方法 (3) 税金	・満期日以後に一括して払い戻します。 ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算で6か月ごとに複利計算をします。 ・20.315%（国税15.315%、地方税5%）※の分離課税となります。 ※2037年12月31日までの適用となります。地方税5%）ます。
12. 中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により6か月ごとの複利計算した利息とともに払い戻します。 (1) 3年ものの定型方式 ① 預入期間が6か月未満の場合 解約日における普通貯金利率 ② 預入期間が6か月以上1年未満の場合 約定利率×40% ③ 預入期間が1年以上1年6か月未満の場合 約定利率×50% ④ 預入期間が1年6か月以上2年未満の場合 約定利率×60% ⑤ 預入期間が2年以上2年6か月未満の場合 約定利率×70% ⑥ 預入期間が2年6か月以上3年未満の場合 約定利率×90%

	<p>(2) 5年ものの定型方式</p> <p>① 預入期間が6か月未満の場合 解約日における普通貯金利率</p> <p>② 預入期間が6か月以上1年6か月未満の場合 約定利率×10%</p> <p>③ 預入期間が1年6か月以上2年6か月未満の場合 約定利率×20%</p> <p>④ 預入期間が2年6か月以上3年未満の場合 約定利率×30%</p> <p>⑤ 預入期間が3年以上4年未満の場合 約定利率×40%</p> <p>⑥ 預入期間が4年以上5年未満の場合 約定利率×60%</p>
13. 貯金保険制度 (公的制度)	<p>・保護対象</p> <p>当該貯金は、当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。</p>
14. 苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<p>・苦情処理措置</p> <p>本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA本支店(所)または管理部総務課(電話:0266-57-8000)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JAバンク相談所(電話:026-236-2009)でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>・紛争解決措置</p> <p>外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA管理部総務課またはJAバンク相談所にお申し出ください。</p> <p>なお、直接お申し立ていただくことも可能です。</p> <p>東京弁護士会 (電話:03-3581-0031)</p> <p>第一東京弁護士会 (電話:03-3595-8588)</p> <p>第二東京弁護士会 (電話:03-3581-2249)</p> <p>「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東京三弁護士会」という)では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。</p> <p>・現地調停:東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。</p> <p>・移管調停:東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。</p> <p>なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記JAバンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。」</p>
15. その他参考となる事項	<p>・満期日以後の利息は、解約日における普通貯金利率が適用されます。</p>
16. 留意事項	<p>・本キャンペーンは既に定期貯金通帳(総合口座式または通帳式)をご利用いただいている個人のお客さまを対象とさせていただきます。</p> <p>・預入回数に制限はございません。ただし、総合口座通帳の上限口数は、既にお預け入れ頂いている定期貯金口数を含め16口となります。また、定期貯金通帳の上限口数は80口となります。</p>

※ お取扱い条件は、今後の金融情勢その他の事情により変更させていただく場合がございます。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

J A信州諏訪